

2024年8月13日

各 位

会社名 セグエグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 愛須 康之
(コード番号：3968 東証プライム)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 福田 泰福
(TEL. 03-6228-3822)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年8月13日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処 分 期 日	2024年8月29日(木)
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 300,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 583円
(4) 処 分 総 額	174,900,000円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式の処分につきましては、金融商品取引法における届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の株価や業績と当社及び子会社の役職員（以下、「幹部社員等」といいます。）の処遇の連動性を高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、幹部社員等に対して当社の株式を給付する株式給付制度（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「J-ESOP 信託」といいます。）の導入を決議しております（本制度の概要につきましては、2020年2月18日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）。

本自己株式処分は、J-ESOP 信託に対する金銭の追加拠出に伴い、当社株式の保有及び処分を行う株式会社日本カストディ銀行（信託E口）（J-ESOP 信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に対し、第三者割当により自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式給付規程に基づき、今後5年間の信託期間中に幹部社員等に給付を行うと見込まれる株式数であり、2024年6月30日現在の発行済株式総数 34,060,116株に対し 0.88%（2024年6月30日現在の議決権個数 322,529個に対する割合 0.93%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。

※信託契約及び追加信託の内容

- (1) 信託の目的 幹部社員等に対するインセンティブの付与
- (2) 信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (3) 委託者 当社
- (4) 受託者 みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- (5) 受益者 幹部社員等のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (6) 信託管理人 当社の従業員から選定
- (7) 信託設定日 2020年3月3日
- (8) 信託の期間 2020年3月3日から信託が終了するまで
(特定の終了日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)
- (9) 追加信託日 2024年8月29日
- (10) 追加信託金額 174,900,000円

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における終値といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためであります。

また、処分価額 583円につきましては、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月の終値平均 612円（円未満切捨）に対して 95.26%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月の終値平均 601円（円未満切捨）に対して 97.00%を乗じた額であり、さらに、同直近6か月の終値平均 585円（円未満切捨）に対して 99.66%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとしております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会は、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希薄化率が25%未満であり、支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上